

IX-43
9-3
2-1

地方行政官廳法案(草案)(第一号案)決定

昭和二(一九二六)

山崎 155

地方行政官廳法は普通地方行政官廳に對して、概ね第三項各號に定める様な基本的な事項を規定し、その細目其他の事項は政令に委任するものとする事。本法では、現行の東京郡官制、北海道廳官制、警視廳官制及び地方官官制より概ね次の様な基本的な事項を移して規定する事。

- (1) 普通地方行政官廳の名稱
- (2) 地方長官(警視總監を含む以下同じ)の一般的權限
- (3) 地方長官の命令制定權
- (4) 地方長官の所部の官吏の身分上に関する權限
- (5) 地方長官の職務の代理
- (6) 地方長官の下級行政廳に對する監督權
- (7) 地方長官の下級行政廳に對する職權の委任

- (8) 普通地方行政官廳に置くべき基本的職員
- (9) 普通地方行政官廳に局又は部を置く旨の規定
- (10) 普通地方行政官廳の局又は部の名稱、所掌事務、職員の設定、下級行政官廳の設置權限等概ね現行の官制に規定してある事項を政令に委任する旨の規定
- (11) 地方行政事務局の如き其の管轄區域が都廳府縣の區域を超え、る普通地方行政官廳に関する根據規定

